

水質管理目標設定項目の見直し案に 関する意見募集の結果とその対応について

1. 意見募集の実施

内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価及び第 15 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 26 年 1 月 14 日）における審議結果に基づき、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成 15 年健発第 1010004 号）の水質管理目標設定項目のうち、フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）及び農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち 2 物質（「1,3-ジクロロプロペン（D-D）」及び「オキシシン銅（有機銅）」）の目標値をそれぞれ見直すことについて、平成 26 年 10 月 17 日から 11 月 17 日までの間、意見募集を行った。

2. 寄せられた意見数

水質管理目標設定項目の見直し案について 1 件の意見が提出された。

3. 意見に対する考え方

水質管理目標設定項目の見直し案に関する意見とそれに対する考え方を別表に整理した。

水質管理目標設定項目の見直し案に対する意見と、意見に対する当省の考え方

| 番号 | 大分類 | 意見要旨 (件数) | 意見に対する考え方 |
|----|-----|--|---|
| 1 | 目標値 | <p>厚生科学審議会生活環境水道部会資料では、農薬類の新評価値の算出において、1日2L摂取、体重50kgと設定しているが、もっと多く水道水を摂取する人、もっと体重が軽い人は、それほど珍しくないので、設定を変えて算出し直すか、または少なくとも1日2L摂取、体重50kgという設定の根拠を示すべきではないか。</p> <p>(1件)</p> | <p>一日当たりの水摂取量及び消費者の体重は両方とも変動することから、評価値を決定するためにはいくつかの仮定を適用する必要がある、1日に飲用する水の量2リットル、人の体重50kgの条件のもとで評価値を算出しているものです。</p> <p>これは、WHO等が飲料水の基準設定にあたって広く採用している方法を基本としています。</p> <p>なお、体重については、平成26年度第1回水質基準逐次改正検討会資料4をご参照ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000052189.pdf</p> |